

決議案第6号

介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成19年12月19日提出

天理市議会議員	佐々岡 典 雅
”	中 田 景 士
”	飯 田 和 男
”	寺 井 正 則
”	加 藤 嘉久次
”	大 橋 基 之

介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書

介護保険がスタートし、7年が経過した。必要な介護が受けられない、虚偽の指定申請及び人員基準違反など介護報酬の不正請求などの問題も起こっており、制度見直しの必要性も出ている。特に、介護の人員確保が進まず、深刻な人員不足によってサービスの質の低下、事業所の縮小・閉鎖という事態が広がっていることに対しては、早急に取り組まなければならない。

すでに、社会保障審議会福祉部会が、介護・福祉分野での人手不足の問題を集中的に審議し、7月26日の部会で、国、地方公共団体、経営者の責務など「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を諮問している。案では、「福祉・介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕事がこうした少子高齢化社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活に関わる喫緊の課題である。」とし、経営者ら「関係団体、並びに国及び地方公共団体が十分な連携の下、この指針に基づき、それぞれ必要な措置を講じ、福祉・介護サービス分野において質の高い人材の確保に努めることが必要である。」としている。そして、「人材確保の方策」のトップには「労働環境の整備の推進等」とし、賃金では国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること、（経営者には）事業収入の適切な配分、（国には）適切な水準の介護報酬等の設定を求め、また、労働時間や職員配置についても指針が出されている。

「安・長・重」（賃金は安く、長時間労働、重労働）と揶揄される労働環境を改善し、職業としての魅力を高めなければさらに離職率は高くなり、介護職等を目指す人も少なくなり、国民は必要な介護等も受けられなくなる。待遇改善は「基本指針」でも明確に示されており、その実現を国、地方自治体、事業主が責任を持ち、取り組まなければならない。

よって、国、県におかれましては、「基本指針」を実現するための介護報酬の改善はじめ、必要な財政措置など実施していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

天 理 市 議 会